



# 埼玉県報

第361号  
令和4年(2022年)  
11月8日  
火曜日

## 目次

### 告示

- 情報システム統合基盤提供業務委託に関する契約の相手方等の公示(情報システム戦略課)
- 土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除(水環境課)
- 朝霞都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧(みどり自然課)
- 使用料及び手数料の収納事務委託(精神保健福祉センター)
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示(商業・サービス産業支援課)
- 行田市南河原土地改良区の役員就退任届(加須農林振興センター)
- 雨水流出抑制施設の告示(河川砂防課)
- 草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理審議会委員選挙の当選人の公告(八潮新都市建設事務所)
- 県道北中曽根北大桑線の区域の変更(行田県土整備事務所)
- 建築基準法第42条第1項第4号に基づく道路の指定(熊谷建築安全センター)

# 告 示

## 埼玉県告示第千百八十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和四年十一月八日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量  
情報システム統合基盤提供業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県企画財政部情報システム戦略課業務効率化推進担当 埼玉県さいたま市  
浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和4年9月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
富士通 J a p a n 株式会社 東京都港区東新橋1丁目5番2号
- 5 契約金額  
843,517,759円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1  
項第2号に該当

## 告 示

### 埼玉県告示第千百九十号

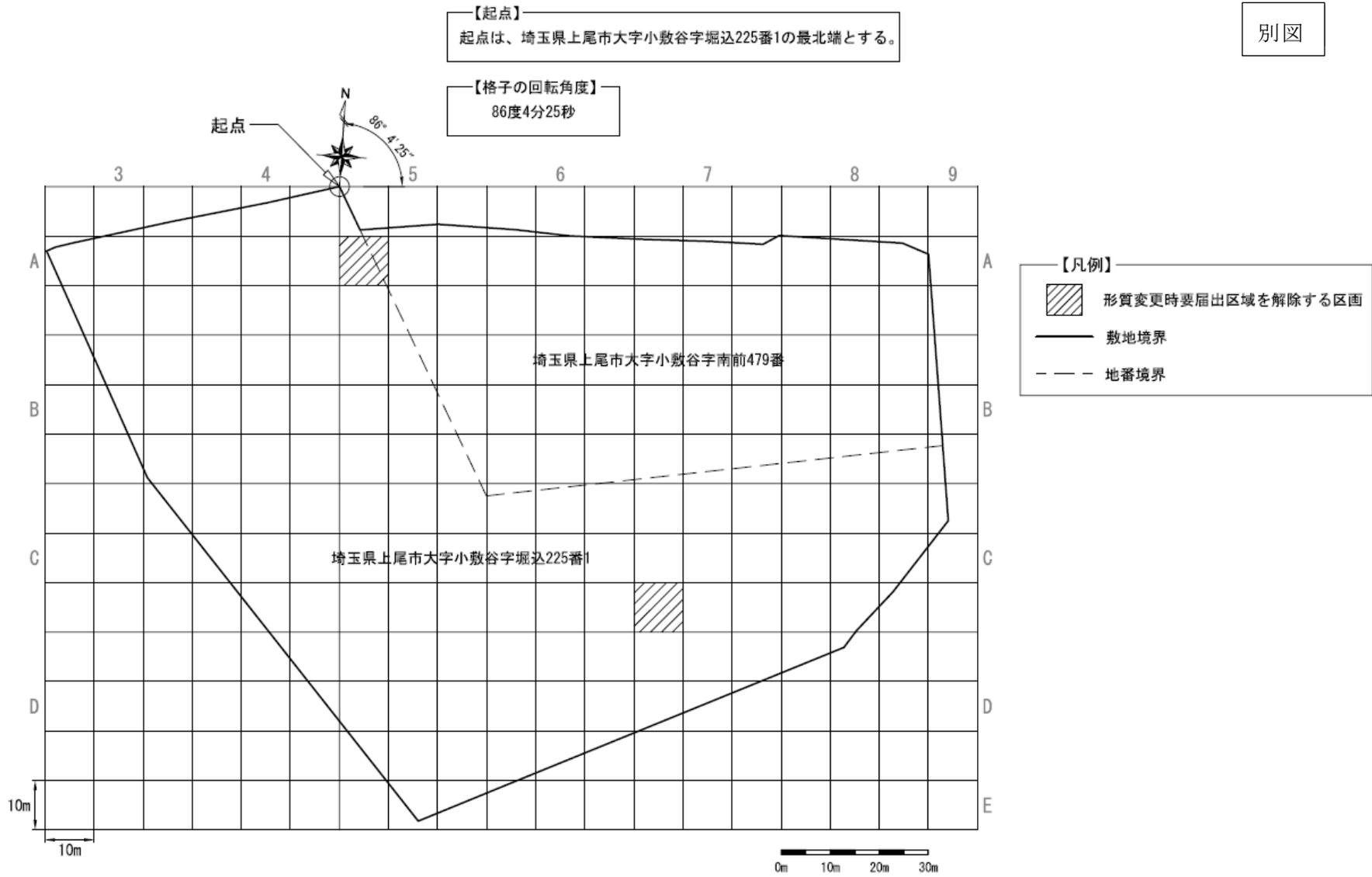
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和四年埼玉県告示第九百二十四号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

令和四年十一月八日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域  
別図のとおり（埼玉県上尾市大字小敷谷字堀込二百二十五番一の一部及び大字小敷谷字南前四百七十九番の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
ふっ素及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置  
基準不適合土壌の掘削による除去

別図



## 告 示

### 埼玉県告示第千百九十一号

朝霞市から朝霞都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和四年十一月八日

埼玉県知事 大野 元裕

# 告示

## 埼玉県告示第千百九十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる施設の使用料及び手数料の収納事務を、同表の中欄に掲げる者に、同表の下欄に掲げる期間委託した。

令和四年十一月八日

埼玉県知事 大野 元裕

施設の名称	受託者の住所、名称及び代表者氏名	委託期間
埼玉県立精神保健福祉センター	東京都千代田区神田駿河台四丁目六番地 株式会社ニチイ学館 代表取締役 森 信介	令和四年十月一日から令和七年九月三十日まで

## 告 示

### 埼玉県告示第千百九十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和四年十一月八日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ロ ジャース新座店

埼玉県新座市野火止一―五百九十七―一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

#### (1) 交通問題

ア 警察と協議を行い、必要な安全対策を行ってください。

イ 登下校時における関係車両等の進入を自粛及び児童生徒が安全に通行できるための車両誘導員を配置することとし、交通事故等が生じないように万全を期してください。

ウ 児童及び生徒が安全に通行できるよう、荷さばき車両、自動車駐車場及び自転車等駐輪場の出入口等に、適切な交通整理員の配置や利用者に注意喚起等を実施して、交通事故等が生じないように万全を期してください。

エ 本市の基準では、商業施設の場合、延床面積三十平方メートルごとに一台以上の駐車場施設が必要です。変更後の収容台数は、算出した必要台数を満たしているため、計画のとおり施工願います。

オ 繁忙期等の混雑時には交通整理員を配置し、円滑に駐車場に誘導してくだ  
さい。

#### (2) 騒音問題

ア 騒音規制法及び振動規制法に規定されている特定施設を設置する場合は、当該施設の設置工事の開始日の三十日前までに届け出てください。

また、埼玉県生活環境保全条例に規定されている指定騒音施設及び指定振動施設を設置する場合又は指定騒音作業を実施する場合は、当該施設の設置工事又は当該作業の開始日の三十日前までに届け出てください。

イ 施設の敷地内における自動車走行等による騒音（来客の自動車によるもの、荷さばき作業のための車両からの騒音を含む。）が予見されず。ついては、注意喚起の看板の設置や駐車場の夜間利用制限等を行うことで、騒音

の発生を低減することに努めてください。さらに、周辺の住民の生活環境の保持の観点から店舗利用者や従業員に対し注意喚起できるよう施設の敷地内に限定することなく看板の設置を行うように努めてください。

ウ 店舗や施設で用いる冷却塔、室外機等については、騒音対策として、機器周辺の遮音効果を高めることや機器周辺の吸音処理を行うこと(周辺の壁に吸音にすぐれた素材を用いること等)、また、低騒音機器を導入すること、さらには、防振架台の設置等機器の稼働に伴う振動を防止すること等で、騒音の発生を低減することに努めてください。

エ 収容能力が二十台以上又は駐車面積が五百平方メートル以上の自動車駐車場については、埼玉県生活環境保全条例に基づき、看板の掲出等により駐車場利用者に対してアイドリング・ストップを行うよう周知してください。

なお、看板によりアイドリング・ストップを行うよう周知する場合は、二十台につき看板一枚を目安として全ての駐車場利用者に認識されやすい場所に設置してください。

### (3) 光害問題

サーチライト等の照明目的以外に漏れ出す光や必要がない光を少なくし、不要な光の氾濫を起こさないよう配慮してください。

また、近隣住民からの苦情等があった場合には、誠実に対応するよう努めてください。

## 二 縦覧期間

令和四年十一月八日から令和四年十二月八日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

# 告示

## 埼玉県告示第千百九十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、行田市南河原土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和四年十一月八日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 就任

職名	氏名	住所
理事	梅澤 熊治	埼玉県行田市大字南河原七十七番地
同	赤羽 修一	同 犬塚千三百十六番地
同	江袋 和男	同 中江袋九十七番地一
同	加瀬田 昇	同 南河原三百八十番地
同	江森 行直	同 同 三百三十八番地一
同	中野 久	同 同 七十三番地
同	新井 登	同 同 八百六十四番地
同	関和 英之	同 同 馬見塚七百七十五番地一
同	古澤 明	同 同 犬塚千二百七番地
同	関和 房雄	同 同 馬見塚七百四十四番地一
同	内田 三男	同 同 八百八十三番地
同	細井 清	同 同 犬塚七百九番地一
同	吉野 弘良	同 同 南河原七百一番地
同	山田 福太郎	同 同 二千六百九十六番地三
監事	大屋 寛	同 同 犬塚七百三番地
同	加瀬田 誠	同 同 南河原三百七十三番地
同	栗原 正志	同 同 馬見塚八百九十三番地二

### 二 退任

職名	氏名	住所
理事	若林 愉貴雄	埼玉県行田市大字南河原五百三十三番地
同	赤羽 修一	同 犬塚千三百十六番地
同	江袋 和男	同 中江袋九十七番地一
同	小林 勝	同 同 南河原四百四十一番地
同	江森 広明	同 同 二百三十番地六
同	野中 實	同 同 中江袋五百八十五番地



## 告 示

### 埼玉県告示第千百九十五号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和四年十一月八日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 許可番号

第二〇一七―四九―一号

#### 二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県東松山市松山町二丁目千二百四番二号外十一筆

#### 三 雨水流出抑制施設の容量

容量 八十・七五立方メートル

# 告 示

## 埼玉県告示第千百九十六号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和四年十一月八日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 許可番号

第二〇一四―二五―〇号

### 二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県坂戸市大字粟生田字白金の一部、大字戸口字村柏木、字白金、字新田及び字サイカチの各一部、大字中里字正天、字稻荷、字尉殿及び字下川原の各一部並びに大字塚崎字白銀、字稻荷、字高田、字下田及び字清水の各一部

### 三 雨水流出抑制施設の容量

容量 二万五千百三十二立方メートル

# 告 示

## 埼玉県告示第千百九十七号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

令和四年十一月八日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 許可番号

第二〇一四―三四―二号

### 二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県坂戸市けやき台九百九十一番三外八筆

### 三 雨水流出抑制施設の容量

容量 千百四十三・六四立方メートル

# 告示

## 埼玉県告示第千百九十八号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和四年十一月八日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 許可番号

第二〇一九―二九―一号

### 二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県飯能市芦荻場三百三十番外二十九筆

### 三 雨水流出抑制施設の容量

容量 二千百七十三・一二立方メートル

## 告 示

### 埼玉県告示第千百九十九号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

令和四年十一月八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇一七―一八―一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県入間市向陽台二丁目一番四

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 二万二千百四・〇八立方メートル

# 告示

## 埼玉県告示第千二百号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和四年十一月八日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 許可番号

第二〇一九―一六―一号

### 二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県入間市宮寺字宮ノ台四千百二番二百七十八、二百七十九

### 三 雨水流出抑制施設の容量

容量 七十五・八一三五立方メートル

# 告示

## 埼玉県告示第千二百一号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和四年十一月八日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 許可番号

第二〇一七―一四―一号

### 二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県飯能市大字下川崎字芋久保百六十五番五外九筆

### 三 雨水流出抑制施設の容量

容量 千三百十七・〇八七立方メートル

## 告 示

### 埼玉県告示第千二百二号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和四年十一月八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇二〇―一五―一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県日高市大字森戸新田字藤久保七十二番一外六筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 四百六十五・二九立方メートル

# 告 示

## 埼玉県告示第千二百三号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和四年十一月八日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 許可番号

第二〇二〇―三七―一号

### 二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県飯能市大字下川崎字東原四番、五番一、五番四、三十九番、四十番、四十一番、四十二番、四十三番、四十四番一、四十七番、四十八番、四十九番、五十番、五十一番

### 三 雨水流出抑制施設の容量

容量 千五百五十四・六五七立方メートル

## 告 示

### 埼玉県告示第千二百四号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和四年十一月八日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 許可番号

第二〇二一―五―一号

#### 二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県飯能市大字阿須字深井八百十二番九十一外三十二筆

#### 三 雨水流出抑制施設の容量

容量 千十二・五二六立方メートル

# 告 示

## 埼玉県告示第千二百五号

令和四年十一月六日執行の草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理審議会委員選挙において、宅地の所有者のうちから選挙される委員の当選人を土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第三十五条第四項の規定により次のとおり決定したので、同条第五項の規定により公告する。

なお、宅地について借地権を有する者のうちから選挙される委員の当選人がなかったため、同令第三十八条の規定により併せて公告する。

令和四年十一月八日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 一 宅地の所有者のうちから選挙される委員の当選人

住 所	氏 名
埼玉県八潮市大字浮塚百七十六番地十	家中 富雄
秋田県秋田市寺内油田二丁目十一番十三号プラム ビレッチ二〇一	京極 利美
埼玉県八潮市八潮七丁目十九番地十二	小倉 幸男
埼玉県八潮市大字古新田二百二十二番地	近藤 智幸
埼玉県八潮市八潮七丁目三十五番地十五	小倉 孝義
埼玉県八潮市八潮六丁目六番地八	大山 順一
埼玉県八潮市大字圀四百五十五番地	小澤 榮三
埼玉県八潮市大字大曾根三百四十八番地	昼間 竹雄
埼玉県八潮市大字大曾根三百七十三番地	関根 延行
埼玉県八潮市大字古新田五百七十四番地二	三ヶ島 義雄
埼玉県八潮市大字浮塚四百二十六番地	星野 正敏

二 宅地について借地権を有する者のうちから選挙される委員の当選人  
当選人なし

## 告 示

### 埼玉県行田県土整備事務所長告示第三十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年十一月八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年十一月八日

埼玉県行田県土整備事務所長 酒 井 敦 司

一 道路の種類 県道

二 路線名 北中曾根北大桑線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>同市花崎一丁目二五番六地先 で</p>	<p>加須市花崎一丁目二五番七地先 から</p>	<p>区 間</p>
<p>一 二 ・ 〇 一  〽 一 六 ・ 三 六</p>	<p>一 二 ・ 〇 一  〽 一 四 ・ 二 八</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>三 九 ・ 三 〇</p>		<p>延 長  (メートル)</p>
<p>令和二年三月三十一日付け埼玉 県行田県土整備事務所長第七号 で告示した道路区域の変更であ る。</p>		<p>備 考</p>

## 告 示

### 埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

令和四年十一月八日

埼玉県熊谷建築安全センター所長

矢 部 政 実

指定番号	第三号
指定に係る道路の種類	建築基準法 第四十二条 第一項第四号
指定の年月日	令和四年十一月 一日
指定に係る道路の位置	<p>深谷都市計画事業中央土地区画整理事業区域内 十八街区十一画地地先から十八街区十七画地地 先まで</p> <p>深谷都市計画事業中央土地区画整理事業区域内 二十三街区一画地地先から二十三街区九画地地 先まで</p> <p>深谷都市計画事業中央土地区画整理事業区域内 三十八街区五画地地先から四十一街区一画地地 先まで</p>
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	<p>八〇・〇七</p> <p>七十四・七四</p> <p>五十一・九五</p>
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	<p>八・〇</p> <p>八・〇</p> <p>六・〇</p>